

千社福発第707号  
令和2年12月10日

千葉県内の各社会福祉施設及び事業所の代表者 様

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会  
会 長 石 渡 哲 彦  
(公 印 省 略)

令和元年台風15号及び19号被害に係る社会福祉施設協議会連絡会義援金の支給について（通知）

本会事業の運営につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、令和元年台風15号及び19号で被災された皆様へ心からお見舞い申し上げます。

さて、令和元年台風15号及び19号で被災した12都県の施設を支援するため、全国社会福祉協議会・社会福祉施設協議会連絡会（福祉関係全国組織14団体が加盟）が全国の社会福祉関係者へ義援金を募集した結果、36,097,547円の義援金が集まりました（別添写を参照）。

各都県への配分については、被害状況（被災施設数や市町村数）を基に算定され、本県は総額の52.5%にあたる18,939,432円が配分されることになりました、本会が義援金の申請受付及び支給を行うことになりました。

つきましては、当該災害で被災した施設及び事業所がある法人は、下記のとおり義援金を支給いたしますので申請書類の提出をお願いいたします。

#### 記

### 1 令和元年台風15号及び19号被害に係る社会福祉施設協議会連絡会義援金について

#### (1) 支給対象

千葉県内に所在し、令和元年台風15号及び19号により被災した、高齢者福祉施設、障害者児福祉施設、児童福祉施設等の福祉サービスを提供する各社会福祉施設及び事業所

#### (2) 対象となる被害

令和元年台風15号及び19号による暴風、豪雨、浸水、土砂等の災害であり、物的被害が生じたもの

#### (3) 義援金の範囲

施設等の敷地内の建物、付属設備、運動場及び駐車場等の物的被害について、法人全体の修繕額の合計が概ね50万円以上の場合

義援金の金額は、義援金の総額に対して申請のあった修繕額を案分のうえ決定

## 2 義援金の支給申請について

別紙の義援金申請書に記載の上、修繕工事等にかかる証明書類「①見積書または契約書の写し」及び「②領収書の写し」を必ず添付して、下記担当へ2月10日(水)までに郵送で提出してください。

工事前・後の写真がある場合は参考までに添付してください。

申請は施設や事業所単位ではなく法人で被害額を合算のうえ、一括して行ってください。

申請書の様式をデータで必要な場合は下記担当へEメールでその旨を御連絡ください。返信にてお送りさせていただきます。

## 3 義援金の決定及び支給について

配分先、配分金額等については、福祉施設種別協議会の代表者等で構成する「配分委員会」で決定のうえ、令和2年度内に送金いたします。

### 担当（申請書類提出先）

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会  
福祉サービス事業部 佐野・宮澤  
〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港4-3  
千葉県社会福祉センター5階  
TEL : 043-245-1104 / FAX : 043-245-9040  
servicedept@chibakenshakyō.com



全社法発第 354 号  
令和元年 10 月 25 日

令和元年台風 15 号及び 19 号等にかかる義援金へのご協力について（お願い）

令和元年台風 15 号及び 19 号により、広域にわたり被害が発生しており、社会福祉施設関係にも大きな被害が出ています。

私たち社会福祉施設関係者として、被災施設を支援するため、全国の社会福祉関係者を対象に義援金を募集することといたしました。

つきましては、下記により特段のご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 募集期間 令和元年 10 月 25 日（金）～11 月 29 日（金）
2. 送金口座 ① 三井住友銀行 東京公務部（096）普通 0167239  
【口座名義】社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
社会福祉施設協議会連絡会（義援金口）  
② ゆうちょ銀行 振替口座 00170-3-708194  
【口座名義】全国社会福祉協議会施設協連絡会義援金口  
※ 大変恐縮ですが、振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。
3. 使 途 被災した福祉施設等への義援金
4. 問合せ先 全国社会福祉協議会 法人振興部  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2  
TEL 03-3581-7819 / FAX 03-3581-7928  
E-mail renrakukai@shakyo.or.jp

令和元年 10 月 25 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
社会福祉施設協議会連絡会  
委員長 磯 彰格  
全国社会就労センター協議会  
会長 阿由葉 寛  
全国身体障害者施設協議会  
会長 日野 博愛  
全国保育協議会  
会長 万田 康  
全国保育士会  
会長 村松 幹子  
全国児童養護施設協議会  
会長 桑原 教修  
全国乳児福祉協議会  
会長 平田 ルリ子  
全国母子生活支援施設協議会  
会長 菅田 賢治

全国福祉医療施設協議会  
会長 桑名 斉  
全国救護施設協議会  
会長 大西 豊美  
全国社会福祉法人経営者協議会  
会長 磯 彰格  
全国社会福祉法人経営青年会  
会長 梅野 高明  
障害関係団体連絡協議会  
会長 井上 博  
全国厚生事業団体連絡協議会  
会長 大西 豊美  
高齢者保健福祉団体連絡協議会  
会長 青木 佳之  
日本福祉施設士会  
会長 高橋 紘

## 台風15号、19号被害にかかると義援金配分方法について

施設協連絡会事務局

1. 内閣府ならびに厚労省が公表している各被害状況をもとに各県に対する配分額を決定する。

2. 令和2年2月末の義援金総額は、 36,097,547 円

県名	台風15号※1		台風19号			合計	構成比	配分額(円)
	高齢	障害	児童	高齢	障害			
岩手県				0	2	3	0.7%	263,871
宮城県				3	4	10	2.5%	897,161
福島県				77	30	60	24.4%	8,813,290
茨城県				6	11	2	2.8%	1,002,710
栃木県				8	4	9	3.1%	1,108,258
群馬県				1	0	0	0.1%	52,774
千葉県	48	40	260	8	0	3	52.5%	18,939,432
埼玉県	0	0	27	5	5	0	5.4%	1,959,486
東京都	2	2	0	1	2	0	1.1%	384,299
神奈川県	4	0	5	2	16	2	4.3%	1,560,469
静岡県	4	0	0	2	0	1	1.0%	376,959
長野県				5	4	5	2.0%	738,839
合計	58	42	293	118	78	95	100.0%	36,097,547

※1 台風15号については、

① 高齢者関係施設は、千葉県内23市町、神奈川県内2市、静岡県内2市、東京都内1町

② 障害児・者関係施設は、千葉県内18市町村、東京都内1町

③ 児童関係施設は、千葉県内48市町、神奈川県内1市、埼玉県内5市町

のそれぞれ合計値であるため、市町村数による按分をもとに算出した。

令和元年台風 15 号及び 19 号被害に係る  
社会福祉施設協議会連絡会義援金 支給要綱

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、全国社会福祉協議会・社会福祉施設協議会連絡会が、令和元年台風 15 号及び 19 号により被災した福祉施設等を支援するため、全国の社会福祉関係者へ呼びかけて募集した義援金のうち、千葉県へ配分された義援金について、千葉県社会福祉協議会から千葉県内の被災施設等へ支給を行うために必要な事項を定める。

(支給対象)

第 2 条 千葉県内に所在し、令和元年台風 15 号及び 19 号により被災した、高齢者福祉施設、障害者児福祉施設、児童福祉施設等の福祉サービスを提供する各社会福祉施設及び事業所。

(対象となる被害)

第 3 条 令和元年台風 15 号及び 19 号による暴風、豪雨、浸水、土砂等の災害であり、物的被害が生じたもの。

(義援金の範囲)

第 4 条 施設等の敷地内の建物、付属設備、運動場及び駐車場等の物的被害について、法人全体の修繕額の合計が概ね 50 万円以上の場合に義援金を贈ることとする。

2 義援金の金額は、義援金の総額に対して申請のあった修繕額を案分のおえ決定する。

(義援金の申請)

第 5 条 別紙様式に定める義援金申請書に必要事項を記載の上、修繕工事等にかかる見積書(写)または契約書(写)及び領収書(写)を添付のうえ申請する。

(運営)

第 6 条 全国社会福祉協議会・社会福祉施設協議会連絡会から千葉県社会福祉協議会が義援金配分業務を受託のうえ、配分先、金額、事務費等については、福祉施設種別協議会の代表者等で構成する「配分委員会」で決定する。

(報告)

第 7 条 千葉県社会福祉協議会は配分結果を全国社会福祉協議会・社会福祉施設協議会連絡会へ報告する。

附 則

本要綱は令和 2 年 10 月 1 日より施行する。